


船舶事故調査報告書

令和8年2月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年7月12日 14時50分頃
発生場所	三重県桑名市揖斐川河口付近 揖斐川口灯台から真方位330° 1.3海里付近 （概位 北緯35°01.1′ 東経136°42.4′）
事故の概要	プレジャーボート ^{レンタ} Renta 1は、漂流中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年9月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Renta 1、5トン未満（長さ4.65m）
船舶番号、船舶所有者等	240-30078三重、有限会社おおぜき（A社）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>船長は、本船（A社のレンタルボート）に1人で乗り組み、友人1人を乗せ、揖斐川河口付近の釣り場に向かった。</p> <p>船長は、本船船首を北北西に向け、船外機を中立として本船を漂流させ、GPSプロッターに入力された海図の表示で水深が約2mであることを確認してから、友人と共に釣りを開始した。</p> <p>船長は、釣りに意識を集中している間に本船が南南東風を受けて圧流されていたことに気付いたので、釣り場を移動しようと船外機を前進に操作したところ、プロペラが砂を巻き上げ、本船が動かなくなったので、乗り揚げたことに気付いた。（図1参照）</p>  <p>図1 事故発生場所概略図（海図W94部分）</p>

	<p>船長は、運航不能と判断し、本事故の発生をA社に連絡するとともに118番通報した。</p> <p>本船は、来援したA社のプレジャーボートによって浅瀬から引き出され、三重県川越町（員弁川）の船溜まりまでえい航された。</p> <p>船長は、揖斐川河口付近で釣をするのが初めてであった。出航前にA社担当者から河口付近の浅瀬の状況を聞いていたが、海図等で水路調査をしないまま、北方に浅瀬がある場所とは知らずに本船を漂泊させて釣りを開始した。</p> <p>船長は、GPSプロッターで船位の確認をしていなかった。</p> <p>運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ*1には、事故発生場所付近に次のとおり注意喚起情報が掲載されている。</p> <p>木曾川、揖斐川河口付近は乗揚事故に注意！</p> <p>木曾川、揖斐川河口付近は、浅所が多く、また導流堤があり、乗揚事故が多発しています。</p> <p>木曾川、揖斐川河口付近を航行する場合は、海図等で事前に浅瀬、導流堤等の位置を確認し、これに接近しないように航行しましょう。また、浅所等から十分に離れたところで錨泊、漂泊し、流されていないか船位の確認を行いましょう。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、漂泊中、船長が、本船が浅瀬のある河口付近で漂泊中、船長が釣りに意識を集中してGPSプロッター等で本船の正確な船位や水深を確認しなかったことから、南南東風による本船の圧流に気付かないまま、本船が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、出航前にA社担当者から河川の浅瀬の状況のみを聞き、海図等で釣り場の水路調査を行っていなかったことから、漂泊した場所の北方に浅瀬があることを知らなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が浅瀬のある河口付近で漂泊中、船長が、釣りに意識を集中してGPSプロッター等で本船の正確な船位や水深を確認しなかったため、南南東風による本船の圧流に気付かないまま、本船が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、事前に海図等で水路調査を行い、浅瀬の存在を把握しておくこと。 ・ 小型船舶の船長は、浅瀬付近で漂泊する場合、風や波、流れなどの影響を考慮し、釣りなど特定の事項に意識を集中することなく、船位の確認を適切に行うこと。

*1 「船舶事故ハザードマップ」とは、船舶事故や航行安全に関する情報を世界地図上に表示させる運輸安全委員会によるインターネットサービスをいう。URL: <https://jtsb.ml.it.go.jp/hazardmap/>